

議案第24号

志摩市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

志摩市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

志摩市老人憩の家の設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第144号)の一部を次のように改正する。

別表越賀老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。